

農業用廃プラスチックの回収予定について

平成21年度の農業用廃プラスチックの回収を次のとおり予定しております。詳細については、回収日が決まり次第、あらためて「広報つがる」等でお知らせいたします。

地区	時期	場所
木造地区	9月上旬・10月中旬	JA 木造町
		JA つがるにしきた越水支店
森田地区	10月下旬	JA つがるにしきた森田支店
柏地区	10月下旬	JA つがるにしきた柏支店
稻垣地区	10月下旬	JA つがるにしきたつがる支店
車力地区	7月下旬・10月上旬	車力一般廃棄物最終処分場

後日配布する申込書に記入し、集積場所へお越しください。

【廃プラスチックの種類】

農業用ビニール、ポリ、肥料袋、農薬ポリ容器、育苗箱など
【処理料金】

1kgあたり約34円のうち、市が1/4を負担しますので、農家負担は約26円の予定となっております。

農業用廃プラスチックは、農業者が自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。野焼きや不法投棄は絶対止めましょう。

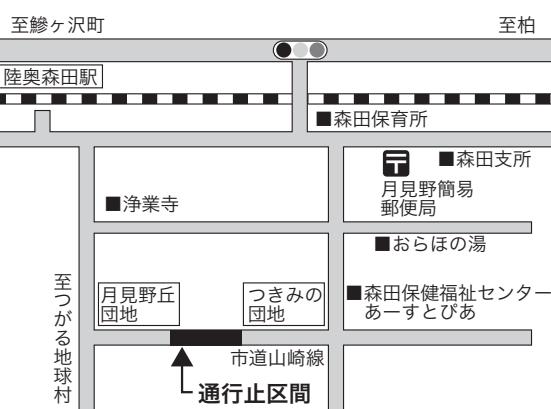
【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線414）

「通行止め」のお知らせ

市道山崎線改良工事に伴い、下記のとおり通行止めとなります。周辺住民や道路利用者には、ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力くださるようお願い致します。

【期間】平成21年7月～平成22年7月

※工事状況によって、変更になることもあります。



【問い合わせ先】

土木課 電話42-2111（内線391）

「きづくり・秋桜団地」 宅地分譲中

■所 在：つがる市木造川除

■区画価格：224万円～280万円

■特別価格宅地分譲制度

区画数を限定し1区画当たり20%引きで販売します。

■複数区画宅地分譲制度

2区画以上契約した場合や既契約者が新たに区画を購入する場合は、さらに割り引きします。(分譲価格の10%以上)

■新築住宅一般公開制度

分譲地購入後1年以内に、完成住宅を3日間一般公開して頂ける場合には、分譲価格の5%を割り引きます。

現地相談会／6月27日(土)午前10時～午後4時 場所：きづくり・秋桜団地の現地テント

【問い合わせ先】管財課（内線334）又は青森県住宅供給公社（電話017-723-1627）

市税は納期内に納めましょう

6月は「市・県民税」第1期の納期です。

期限を過ぎてから納付しますと納期（期別）ごとに督促手数料や延滞金が徴収されますので、納め忘れには、注意しましょう。

【問い合わせ先】収納課（内線221）

自動車税の納付はお早めに！

県では自動車をお持ちの皆さんへ6月2日に「自動車税納税通知書」を送付しております。納期限は**6月30日(火)**ですので、期限までに納付ください。なお、今年度から銀行や郵便局などの金融機関に加えて、**大手コンビニエンスストア**でも納付できますので、ご利用ください。

また、下記のとおり「納税窓口」の時間延長も実施します。

◆6月24日(水)～26日(金)、29日(月)・30日(火) 午前8時30分～午後8時

【問い合わせ先】西北地域県民局県税部 電話34-3141

シートベルト・チャイルドシート着用強調月間 6月1日(月)から6月30日(火)

道路交通法の改正により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことを踏まえ、運転者をはじめ広く市民に対してシートベルト・チャイルドシート着用の徹底を呼びかけ、着用率の向上と正しい着用の普及啓発を図ることを目的とします。

●すべての座席のシートベルト着用が義務化されたことの周知と着用徹底

●チャイルドシートの使用と座席への正しい取付けの徹底

一つがる市交通安全対策協議会

◆老齢基礎年金の繰り上げ請求は慎重に

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けとることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受け取ることができます。しかし、繰上げ受給の請求をした時点に応じて年金額が減額され、その減額率は一生変わりません。

【繰り上げ請求の主な注意事項】

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の一部が支給停止されます。
- ② 事後重症による障害基礎年金を受け取ることができなくなります。
- ③ 寡婦年金を受け取ることができなくなります。
- ④ 国民年金に任意加入すること、保険料を追納することができなくなります。
- ⑤ 繰り上げ請求は取り消すことができません。



以上のように、繰上げ請求をすることによる制約も出てきます。これらを踏まえ、老齢基礎年金の繰上げ請求は慎重にお考えください。

◆国民年金基金に加入して年金を増やしませんか

国民年金基金は、国民年金保険料を納めている方だけが加入できる公的な年金制度です。終身年金が基本ですが、2口目以降、確定年金との組み合わせもできます。

【加入しやすくなりました！】

基本となる一口目の年金月額を引き下げ、それに見合った掛金の引き下げが行われました（45歳未満）

【2口目以降の確定年金の種類が増えました！】

これまで確定年金はⅠ型（65歳～80歳）、Ⅱ型（65歳～75歳）、Ⅲ型（60歳～75歳）でしたが、新たにⅣ型（60歳～70歳）、Ⅴ型（60歳～65歳）が新設されました。

- 加入口数の増減は自由ですので、余裕ができたときに増口し、余裕がなくなったときは減口できます。途中で掛金が納められなくなったときは、掛金を一時停止することもできます。
- 掛金は全額社会保険料控除となり、受け取る年金は公的年金等控除が受けられます。（ご遺族が受け取る一時金は非課税です）

【お問い合わせ・資料請求先】

青森県国民年金基金 フリーダイヤル 0120-65-4192

〒030-0802 青森市本町1-4-17 三井生命青森ビル2F (<http://www.aomorikikin.or.jp>)

国民年金保険料の「免除制度」をご存じですか

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合、ご本人（代理の方を含みます）の申請により、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や20歳以上30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」が設けられています。保険料の免除や猶予を受けずに保険料が未納でいると、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますのでご注意ください。

1. 「保険料免除制度」

- ① 全額免除：ご本人・配偶者・世帯主の所得審査が必要となります。承認されると保険料は全額免除されます。また、承認された期間は全額納付したときと比べ、年金額が3分の1として計算されます。
- ② 一部納付（免除）：4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類があり、全額免除と同様に、ご本人・配偶者・世帯主の所得審査が必要となります。それぞれ全額免除よりも所得基準が緩やかになっています。

承諾された場合の保険料は、以下のとおりです。

- | | |
|---------|---------|
| ◆4分の1納付 | 3,670円 |
| ◆2分の1納付 | 7,330円 |
| ◆4分の3納付 | 11,000円 |

また、承認された期間は全額納付したときと比べ、年金額がそれぞれ以下のとおりに計算されます。

- | | |
|---------|------|
| ◆4分の1納付 | 2分の1 |
| ◆2分の1納付 | 3分の2 |
| ◆4分の3納付 | 6分の5 |

注）一部納付（免除）の場合は、保険料の一部を納付することにより残りの保険料の納付が免除となる制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、未納と同じ扱いとなりますのでご注意ください。

2. 「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方（若年者）が対象となり、ご本人・配偶者の所得審査が必要となります。納付猶予が承認された場合は、年金の受給資格としては計算されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば後で納付すること（追納）が可能ですので、追納することをお勧めします。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線261）

水田農業対策室からお知らせ

4月17日に「つがる市地域水田農業推進協議会」が開催され、産地確立交付金（平成20年度までは産地づくり交付金）等の計画が承認されましたので、お知らせいたします。

■転作作物基本助成 10,000円／10a（作物を作付したもの）

■地域特別加算 50,000円以内／10a（基本助成に加算され、見込額は31,000円／10a程度です）

●木造地域：麦・大豆・飼料作物で1ha以上の団地

●森田地域：森田大豆生産組合へ作業委託した大豆

●柏地域：作物要件を達成した麦・大豆

●稻垣地域：作物要件を達成した麦

●車力地域：麦・大豆・飼料作物で1ha以上の団地、又は組合集積（麦は富范営農組合・車力水田農業生産組合へ委託、大豆は車力村大豆生産組合へ委託）

■つがるブランド加算 5,000円／10a（つがるブランドの認定を受けた転作作物であるメロン・スイカ・トマト・ネギを出荷したもの）

■農地集積助成 10,000円以内／10a（農業委員会を通した新規の賃貸借及び同一世帯間を除く使用貸借した農地で、次のすべてに該当した場合）

【①受け手農家対象者】

- ・つがる市に住所を有する農業者等
- ・水田経営面積が3ha以上の農家又は認定農業者で、生産調整実施者（転作協力者）かつ集荷円滑化対策拠出者又は全面転作者

【②出し手農家対象者】

- ・生産調整実施者（転作協力者）かつ集荷円滑化対策拠出者又は全面転作者で、受け手農家が助成対象者の場合

【③対象農地】（※下記番号1～5すべてに該当する水田）

1. 平成20年6月16日から平成21年6月15日まで契約した水田
2. 受け手農家は、水田台帳経営面積が前年度から増えた水田（増加分のみの面積）
3. 平成19年から平成21年まで一筆一回のみの水田
4. 3年（3作）以上の使用収益権が設定されている水田
5. 新規に契約した水田

※なお、売買等の所有権移転した水田や更新した水田は除きます。

■担い手特別加算助成

- ・産地確立交付金の地域特別加算の対象作物（麦・大豆・飼料作物）へ加算
- ・対象者：水田経営面積が3ha以上又は認定農業者
- ・単価：700円／10a程度（単価調整します）

■新需給調整システム定着交付金助成事業（単価は変更有り）

- (1) 地域水田農業活性化緊急対策の契約面積に10,000円／10a助成
- (2) 水田経営所得安定対策の加入者で麦・大豆へ助成（青森県協議会の実施方針で定めた要件を達成した場合）
- (3) 地域振興作物へ助成（木造→ネギ、森田・稻垣→トマト、柏→カボチャ、車力→スゲ）

※(2)(3)の単価は青森県協議会で決定されます。

■互助金制度（出荷契約金の入金時期と収穫時期の2回）

- 互助金拠出者（出し手農家）：・前期6～7月12,000円／10a、・後期10～11月11,000円／10a
- 互助金受手者（受け手農家）：・前期7～8月11,000円／10a、・後期10～12月12,000円以内／10a

【問い合わせ先】水田農業対策室（柏支所内）電話25-3911

